**山陽小野田市環境衛生センター長期包括運転管理事業に伴う**

**特定調達品の供給等に関する協定書**

山陽小野田市（以下「甲」という。）と、甲が所有する山陽小野田市環境衛生センター（以下「本施設」という。）の施工企業である株式会社川崎技研（以下「乙」という。）は、｢山陽小野田市環境衛生センター長期包括運転管理事業」（以下「本事業」という。）に伴う特定調達品の供給等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第１条　本協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「本件プロポーザル」とは、本事業を実施する民間事業者の選定等をいう。

(2)「応募者」とは、本件プロポーザルに参加しようとする者をいう。

(3)「プロポーザル参加者」とは、本件プロポーザルにおいて参加資格審査を通過した応募者をいう。

(4)「受託者」とは、本事業を受託し、甲と本事業契約を締結して本事業を実施する民間事業者をいう。

(5)「本事業契約」とは、本事業の実施に関し、甲と受託者が締結する事業契約をいう。

(6)「特定調達品」とは、本協定の添付資料２に掲げられた部品等をいう。

（目的）

第２条　本協定は、本事業の実施にあたり、本施設に係る必要な情報開示及び乙による協力並びに特定調達品の供給等に関する条件等を定めることにより、本件プロポーザルの競争性を担保し、受託者が本事業を円滑に遂行する事業環境を整備することを目的とする。

（プロポーザル参加者への情報開示等）

第３条　本件プロポーザルに係る期間中におけるプロポーザル参加者への情報開示に関して、以下のとおり定める。

(1)甲は本件プロポーザルへの参加者に対し、甲の保有する本施設に関する資料のうち、次の資料を配布及び閲覧に供する。なお、当該資料の配布にあたって乙の営業上または技術上の秘密情報であって非開示としてもプロポーザルの公平を害しない個所については、削除または黒塗りした上で配布及び閲覧に供するものとする。

(ｱ)全体配置図、各階機器配置図、断面図

(ｲ)竣工図書（プラント関係、建築関係）

(ｳ)各種計装フローシート

(ｴ)配管系統図

(ｵ)取扱い説明書

(ｶ)その他関係資料

(2)第１号の規定に基づき配布または閲覧に供した資料について、甲がプロポーザル参加者に対して質疑応答を行う場合、かつ、甲の要請があった場合には、乙は、甲の要請に基づき必要な支援(補足資料の提供、補足説明等をいう。）を行う等公平なプロポーザルに必要な範囲で協力するものとする。

２　甲は本件プロポーザルに係る期間中、本件プロポーザルに必要な範囲においてプロポーザル参加者に本施設を視察(以下「施設視察」という。)させることができるものとする。なお、施設視察は甲の立会の下に行うものとする。

３　甲は、プロポーザル参加者が施設視察及び甲が配布、閲覧に供した資料から知り得た情報の取扱について、プロポーザル参加者に対して別紙１の様式１の誓約書を甲乙それぞれに提出させるものとする。

（受託者への情報開示）

第４条　受託者への情報開示について、以下のとおり定める。

(1)甲は、受託者に対し、甲の保有する本施設に関する資料を閲覧に供しまたは貸与する。閲覧または貸与する資料については、前条第１項第１号に規定する資料を基本とし、閲覧または貸与にあたっては、前条第１項の規定を準用する。甲は、運営準備期間中、本件契約に必要な範囲において受託者に本施設の運営維持管理業務の見学並びに、現状確認をさせることができるものとする。なお、見学並びに、現状確認は、甲に申し出て、必要に応じて乙の立会の下に行うものとする。

(2)乙は、前号に規定する資料以外で、乙が保有する資料について、甲乙協議のうえ業務遂行上必要と合理的に認められる場合は、甲及び受託者に当該資料を提供する。

(3)乙は、甲が受託者に提供する事を目的として本施設に関する質問を行った場合は、本事業の主旨を鑑み、誠実に対応するものとする。ただし、乙の営業上または技術上の情報であって本施設の運転に不要な情報については、乙は質問への回答を拒否することができる。

(4)乙は、甲の求めに応じて説明員を派遣する事とする。その期間は本事業契約締結後から事業開始までの期間とする。ただし、受託者は甲へ事前に説明員の要請を申請し、乙が了承した日程とする。

２　前項各号に基づき受託者へ提供される資料・情報ならびに受託者が本事業遂行の過程またはその結果知り得た情報等（以下「本件情報等」という。）に係る取扱に関して、以下のとおり定める。

(1)甲は受託者に対し、本件情報等の取扱について、別紙１の様式２の誓約書を甲乙それぞれに提出させるものとする。

(2)甲及び乙は、受託者による本件情報等の漏洩が疑われる場合、その旨を速やかに相手方に連絡し、調査に協力するものとする。

（特定調達品の供給及び修繕等）

第５条　乙は受託者が特定調達品の供給、その他本施設の維持管理に必要な修繕及び定期点検（以下「修繕等」という。）を求めた場合には、特段の理由がない限りこれを拒否しないものとする。

２　前項において、乙と受託者との間における特定調達品の供給及び修繕等の実施条件は、甲と乙との間における従前の取引実績を参考に、受託者と乙との間で費用、納期、支払条件、その他取引条件を交渉により書面をもって定めるものとする。

（特定調達品の製造中止の通知）

第６条　乙は、特定調達品の製造が中止される場合、甲及び受託者に対して、当該特定調達品の製造中止時期を速やかに通知するものとする。この場合、乙は当該特定調達品の代替品、または、代替品に係る情報を、可能な範囲で甲及び受託者に提供するものとし、必要に応じて、甲乙協議により、本協定書を変更し、代替品を特定調達品として定めるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定は締結日より効力を生じ、第３条は、本事業に関する甲と受託者間の本事業契約締結まで、その他条項については、本事業契約終了まで有効に存続する。

２　前項の規定にかかわらず、本協定に基づき提出される誓約書の有効期限は、当該誓約書に定める期間とする。

（準拠法）

第８条　本協定は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

（管轄裁判所）

第９条　本協定に関する訴訟その他の紛争については、第一審の専属的合意管轄裁判所を山口地方裁判所とする。

添付資料

別紙１　秘密保持誓約書（様式１、２）

別紙２　特定調達品リスト

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自１通保有する。

令和　年　月　日

甲　　山口県山陽小野田市日の出一丁目１番１号

山陽小野田市

山陽小野田市長　　　藤　田　剛　二

乙

【別紙１　様式１（プロポーザル参加者用）】

**秘密保持誓約書**

山陽小野田市　御中

株式会社川崎技研　御中

　○○（以下「弊社」といいます。）は、山陽小野田市（以下「貴市」といいます。）及び株式会社川崎技研（以下「貴社」といいます。）に対し、山陽小野田市環境衛生センター長期包括運転管理事業のプロポーザル（以下「本件プロポーザル」といいます。）について貴市または貴社から開示される情報に関する秘密保持義務について、以下の事項を誓約します。

第１条（本件秘密情報）

１　本件秘密情報とは、本件プロポーザルに関し貴市または貴社から開示された以下の各号の情報をいいます。

　(1)本件プロポーザルに関し、貴市から配布された資料

　(2)本件プロポーザルに関し、貴市から閲覧に供された資料

　(3)本件プロポーザルに関する質疑回答において、貴市または貴社から開示された情報及び資料

　(4)本件プロポーザルにおける施設視察に関し、弊社が知得した情報

２　前項の規定に関わらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、本件秘密情報に含まれないものとします。

　(1)開示または知得前から既に公知であった情報

　(2)開示または知得後に弊社の責によらずに公知となった情報

　(3)弊社が正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報

　(4)秘密情報によらずに独自に開発した情報

　(5)開示を受けた時点ですでに保有していた情報

　(6)山陽小野田市情報公開条例により貴市が開示義務を負う情報

第２条（本件秘密情報に関する義務）

１　弊社は、本件秘密情報を本件プロポーザルに参加する目的以外に使用せず、貴市及び貴社の書面による事前の承認のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して開示・漏洩しないものとします。

２　弊社は、本件プロポーザルに関する業務に直接関与する弊社の従業員（本件秘密情報に関する秘密保持契約等を弊社との間で締結した従業員に限ります。）以外の者に対し、本件秘密情報を一切開示しないものとします。

３　弊社は、善良なる管理者の注意をもって本件秘密情報を秘密として管理するものとします。

４　本件秘密情報に関し、法律上の要求に基づき、弊社が行政機関等に対し開示義務を負う場合は、本条第１項から第３項の適用を受けないものとし、事前に貴市及び貴社に対してその旨通知します。

第３条（違反の場合の措置）

１　弊社が本誓約書に定める条項に違反しまたは違反するおそれのある場合、弊社は直ちに貴市及び貴社に通知し、違反事項を是正します。また、貴市または貴社は、弊社に対し違反行為の停止または予防を請求することができ、併せて違反行為の停止または予防に必要な行為を請求することができるものとします。

２　弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴市及び貴社に対し、その損害（間接損害を含みます。）を遅滞なく賠償するものとします。

第４条（本件秘密情報の返還、破棄）

弊社は、本件プロポーザルが終了した後、貴市及び貴社の指示に従い、本件秘密情報及び本件秘密情報を含む情報・資料等（複製物がある場合は当該複製物を含みます。）を直ちに当該情報の所有者に返還または破棄するものとします。

第５条（監査）

本件秘密情報の漏洩が疑われる場合、貴市又は貴社は、本件秘密情報の管理状況に関し、弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。

第６条（有効期間）

本誓約書に規定された弊社の義務は、本件プロポーザルが終了した後も有効とし、弊社を法的に拘束するものとします。

第７条（裁判管轄）

本誓約書に関する一切の紛争について、貴市との紛争に関しては山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、貴社との紛争に関しては福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和　　年　　月　　日

上記誓約いたします。

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

【別紙１　様式２（受託者用）】

**秘密保持誓約書**

山陽小野田市　御中

株式会社川崎技研　御中

　○○（以下「弊社」といいます。）は、山陽小野田市（以下「貴市」といいます。）及株式会社川崎技研（以下「貴社」といいます。）に対し、山陽小野田市環境衛生センター長期包括運転管理事業（以下「本事業」といいます。）の遂行について貴市または貴社から開示される情報に関する秘密保持義務について、以下の事項を誓約します。

第１条（本件秘密情報）

１　本件秘密情報とは、本事業のプロポーザル及び本事業に関し貴市または貴社から開示された情報及び弊社が本事業の遂行の過程またはその結果知り得た貴市または貴社の情報をいいます。

２　前項の規定に関わらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、本件秘密情報に含まれないものとします。

　(1)開示または知得前から既に公知であった情報

　(2)開示または知得後に弊社の責によらずに公知となった情報

　(3)弊社が正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報

　(4)秘密情報によらずに独自に開発した情報

　(5)開示時点ですでに保有していた情報

　(6)山陽小野田市情報公開条例により貴市が開示義務を負う情報

第２条（本件秘密情報に関する義務）

１　弊社は、本件秘密情報を、本事業を円滑に遂行する目的以外に使用せず、貴市及び貴社の書面による事前の承認のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して開示・漏洩しないものとします。

２　弊社は、本事業に関する業務に直接関与する弊社の従業員（本件秘密情報に関する秘密保持契約等を弊社との間で締結した従業員に限ります。）以外の者には、一切本件秘密情報を開示しないものとします。

３　弊社は、善良なる管理者の注意をもって本件秘密情報を秘密として管理するものとします。

４　本件秘密情報に関し、法律上の要求に基づき、弊社が行政機関等に対し開示義務を負う場合は、本条第１項から第３項の適用を受けないものとし、事前に貴市及び貴社に対してその旨通知します。

第３条（リバースエンジニアリング等）

１　弊社は、山陽小野田市環境衛生センターの設備・装置・機器・部品等（ソフトウェアを含む。以下「設備等」という。）のリバースエンジニアリング（機械・図面・ソフトウェアなどを分解・解析し、その仕組みや仕様、目的、構成部品、製造技術、要素技術などを明らかにすることをいいます。）及びそれに基づくコピー・模造品・改造品等の製作（第三者に製作させる場合も含みます。以下、これら一連の行為を総称して「リバースエンジニアリング等」といいます。）を行わないものとします。

２　前項の規定は、本誓約書別紙２特定調達品リストに掲げる以外の設備等について、本事業の円滑な遂行のために必要なリバースエンジニアリング等を行う場合には適用されないものとします。ただし、当該リバースエンジニアリング等により第三者の権利を侵害または侵害するおそれのある場合はこの限りではないものとします。

第４条（違反の場合の措置）

１　弊社が本誓約書に定める条項に違反しまたは違反するおそれのある場合、弊社は直ちに貴市及び貴社に通知し、違反事項を是正します。また、貴市または貴社は、弊社に対し違反行為の停止または予防を請求することができ、併せて違反行為の停止または予防に必要な行為を請求することができるものとします。

２　弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴市及び貴社に対し、その損害（間接損害を含みます。）を遅滞なく賠償するものとします。

第５条（本件秘密情報の返還、破棄）

弊社は、本件事業が終了した後、貴市及び貴社の指示に従い、本件秘密情報及び本件秘密情報を含む情報・資料等（複製物がある場合は当該複製物を含みます。）を直ちに当該情報の所有者に返還または破棄するものとします。

第６条（監査）

本件秘密情報の漏洩が疑われる場合、貴市又は貴社は、本件秘密情報の管理状況に関し、弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。

第７条（有効期間）

本誓約書に規定された弊社の義務は、本事業が終了した後も有効とし、弊社を法的に拘束するものとします。

第８条（裁判管轄）

本誓約書に関する一切の紛争について、貴市との紛争に関しては山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、貴社との紛争に関しては福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和　　年　　月　　日

上記誓約いたします。

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

【別紙２（特定調達品リスト）】

